

◆免許状更新講習規則

(平成〇・三・三一)
文科省令一〇

最終改正 令三一文科省令三五

(講習開設者の資格)
第一条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百十七号。以下「免許法」という。第九条の三第一項各号列記以外の部分に規定する文部科学省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 免許法第五条第一項に規定する養護教諭養成機関、免許法別表第一備考第二号の三及び第三号に規定する教員養成機関、免許法別表第二の二備考第二号に規定する栄養教諭の教員養成機関並びに教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号。第九条第一項第一号において「免許法施行規則」という。)第六十四条第一項の表の下欄及び同条第二項の表の第四欄に規定する特別支援学校の教員養成機関
 - 二 都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の教育委員会
 - 三 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第四項に規定する大学共同利用機関
 - 四 前三号に掲げる者のほか、文部科学大臣が指定する者
- 第二条 大学又は前条各号に掲げる者が、開設しようとする講習について、免許法第九条の三第一項の規定による文部科学大臣の認定を受けようとするときは、講習開始二月前までに、当該講習に関し次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。
- 一 講習の名称

(講習の内容)

- 二 会場
 - 三 期間
 - 四 受講予定人員及び受講対象者
 - 五 講習の内容及び時間
 - 六 講師の氏名、主要職歴及び担当講習
 - 七 修了の認定(免許法第九条の三第一項第三号に規定する修了の認定をいう。以下次号及び第六条において「修了認定」という。)の時期
 - 八 修了認定の方法
 - 九 その他開設しようとする者において必要と認める事項
- 第四条 免許法第九条の三第一項第一号に規定する文部科学省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる領域に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項とし、同条第二項に規定する免許状更新講習の時間の内訳は、同表の下欄に掲げる時間とする。

領域	事項	時間
必修領域	国の教育政策や世界の教育の動向、教育観等についての省察、子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見(特別支援教育に関するものを含む)、子どもの生活の変化を踏まえた課題	六時間以上
選択必修領域	学校を巡る近年の状況の変化、学習指導要領の改訂の動向等、法令改正及び国の審議会の状況等、様々な問題に対する組織的対応の必要性、学校における危機管理上の課題、免許法施行規則第二条第一項の表備考第五号に規定するカリキュラム・マネジメント、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、教育相談(いじめ及び不登校への対応を含む)、進路指導及びキャリア教育、道徳、家庭及び地域の連携及び協働、英語教育	六時間以上

カ	国際理解及び異文化理解教育 教育の情報化（情報通信技術を利用した指導及び情 報教育（情報モラルを含む）等）	十八時 間以上
キ	その他文部科学大臣が必要と認める内容	
選択領域	幼児、児童又は生徒に対する教科指導及び生徒指導上の 備考は、必修領域とは、全ての受講者が受講する領域をいい、選択必修領域 とは、受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職 員としての経験に応じ、選択して受講する領域をいい、選択領域とは、 受講者が任意に選択して受講する領域をいう。	

（修了認定の方
法及び基準）
第六条 修了認定は試験による成績審査に合格した者に対
して行うものとし、当該修了認定の基準は、第四条に規
定する事項について基礎的な知識技能を有することす
る。

（講習を受講で
きる者）
第九条 免許法第九条の三第三項第一号に規定する文部科
学省令で定める教育の職にある者は、次に掲げる者であ
つて、普通免許状若しくは特別免許状を有する者、普通
免許状に係る所要資格を得た者、教員資格認定試験に合
格した者、免許法第十六条の三第二項若しくは第十七条
第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有する者
又は教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百十
八号）第二条の表の上欄各号に掲げる者とする。

一 校長、副校長、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学
校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第七条に規
定する職員その他の学校給食の栄養に関する専門的事
項をつかさどる職員のうち栄養の指導及び管理をつか
さどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者並びに教育委
員会の事務局において学校給食の適切な実施に係る指
導を担当する者並びに免許法施行規則第六十九条の三
に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、
高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は就学前の
子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に
関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七

項に規定する幼保連携型認定ことも園（以下「幼保連
携型認定ことも園」という。（次項第一号において「学
校」という。）において専ら幼児、児童又は生徒の養
護に従事する職員で常時勤務に服する者

二 指導主事、社会教育主事その他教育委員会の事務局
（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十
一年法律第六十二号）第二十三条第一項の条例の定
めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務を
管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあ
つては、当該事務を分掌する内部局を含む。）におい
て学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等
に関する事務に従事している者として免許管理者が定
める者

三 国若しくは地方公共団体の職員又は次に掲げる法人
の役員若しくは職員で、前号に掲げる者に準ずる者と
して免許管理者が定める者

イ 国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学
法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法
人

ロ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）
第六十八条第一項に規定する公立大学法人

ハ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第
三条に規定する学校法人

ニ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二
十二条に規定する社会福祉法人（幼保連携型認定こ
ども園を設置するものに限る。）

ホ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）
第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、文
部科学大臣が指定したものの

四 前三号に掲げる者のほか、文部科学大臣が別に定め
る者

2 免許法第九条の三第三項第二号に規定する文部科学省
令で定める者は、次に掲げる者であつて、普通免許状若

しくは特別免許状を有する者、普通免許状に係る所要資格を得た者、教員資格認定試験に合格した者、免許法第十六条の第三第二項若しくは第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有する者又は教育職員免許法施行法第二条の表の上欄各号に掲げる者とする。

一 学校の校長、副校長、教頭又は教育職員であった者であつて、教育職員となることを希望する者（前項第一号から第三号までに該当する者を除く。）

二 次に掲げる施設に勤務する保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある施設にあつては、保育士又は当該事業区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）

ロ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所

ハ 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（幼稚園を設置する者が設置するものに限る。）

三 教育職員に任命され、又は雇用されることが見込まれる者

第十条 文部科学大臣は、免許法第九条の第三第一項の認定を受けた者がいないとき、免許状更新講習の開設者が天災その他の事由により免許状更新講習に関する事務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他必要があると認めるときは、免許状更新講習に関する事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

（文部科学大臣による免許状更新講習の実施）